

パブリックコメントの対象は「**③**第1期基本計画（案）」（P.15～P.137）になります。※「**①**第1期基本計画の策定について」及び「**②**第10次厚木市総合計画基本構想（抜粋）」については、第1期基本計画の策定に係る説明等になります。

第10次厚木市総合計画第1期基本計画（案）概要

1 第1期基本計画の策定について（P.1～9）

※パブリックコメント対象外

1 計画策定の趣旨（P.2）

第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」の計画期間が令和2（2020）年度に満了することから、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間を計画期間とする第10次厚木市総合計画を策定するものです。

2 総合計画とは（P.2）

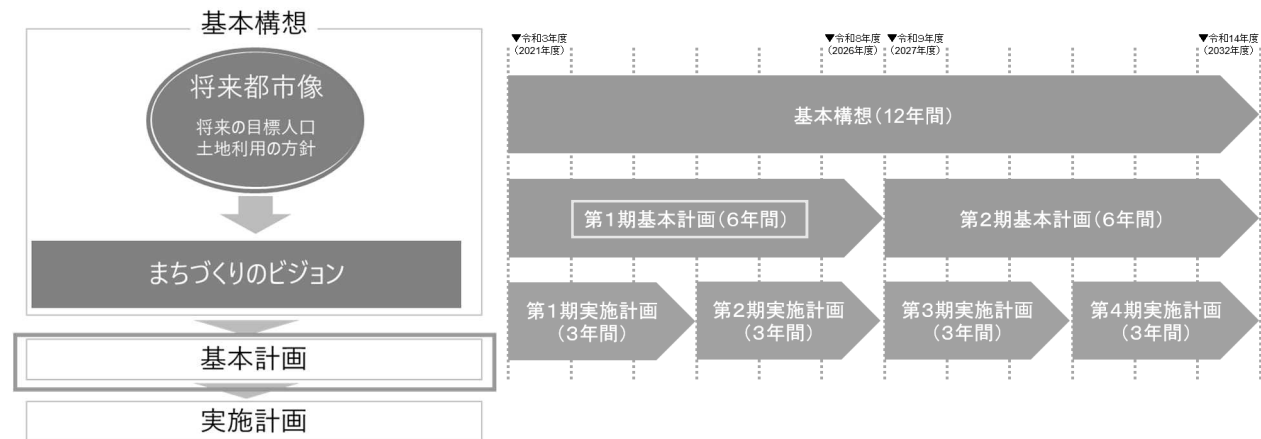
総合計画は、厚木市自治基本条例第16条の規定に基づいて策定するものであり、本市の将来都市像とその実現に向けたまちづくりの方向性や施策の体系を示すとともに、市民・事業者・行政の役割を明らかにし、それぞれの主体が共に理想とするまちをつくることを目指しています。

また、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画であり、分野ごとの計画や施策は、この計画に基づいて策定し、実施します。

3 計画の構成と期間（P.2）

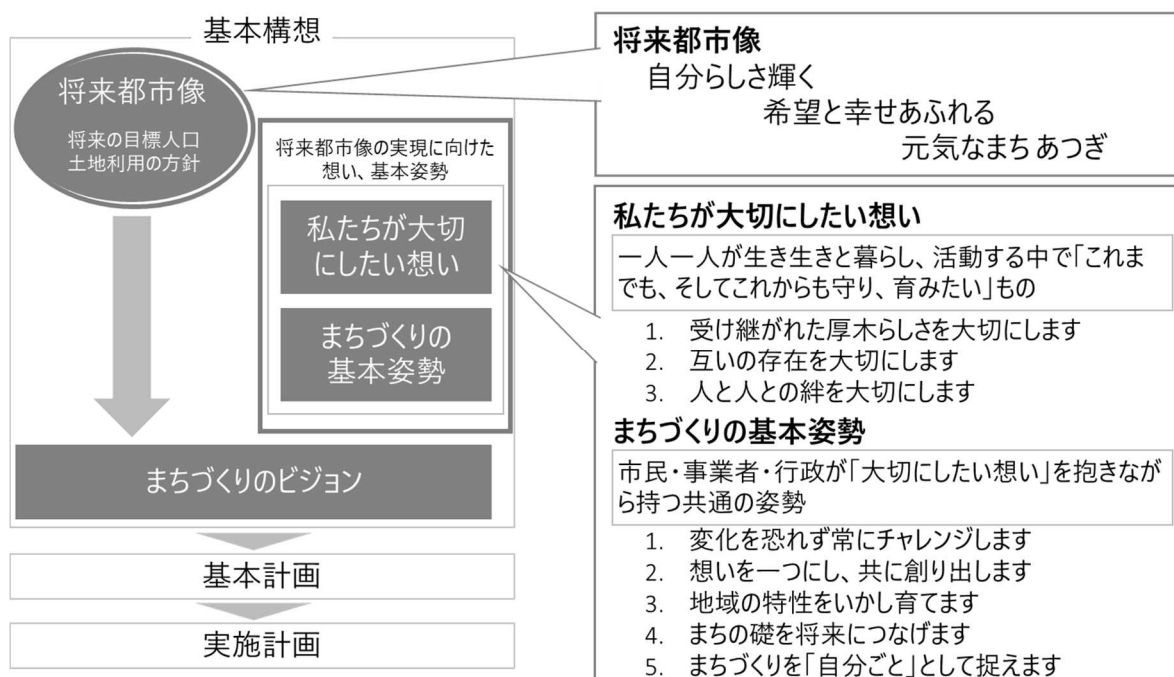
第10次厚木市総合計画は、本市が目指す将来都市像と、これを実現するための六つのまちづくりのビジョンを定める「基本構想」、基本構想で定めた六つのまちづくりのビジョンに基づき施策の方針や施策体系を定める「基本計画」及び基本計画で定めた施策の方針に基づき具体的な事業を年度別に定める「実施計画」の3層で構成しています。

それぞれの期間は、基本構想が12年間、基本計画が6年間、実施計画が3年間となっています。第1期基本計画は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度の6年間を計画期間とする計画です。



※パブリックコメント対象外

基本構想は、本市が目指す将来都市像とこれを実現するためのまちづくりのビジョンを定めたもので、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最高指針となるものです。



1 第 1 期基本計画の概要（P. 16）

基本計画は、将来都市像の実現に向け、基本構想で定めた六つのまちづくりのビジョンに基づき、施策の方針や施策体系を明らかにしたものです。

まちづくりのビジョン別プランでは、六つのまちづくりのビジョンに基づき、27 の基本施策を展開します。

各基本施策では、目指す姿、第 1 期基本計画での取組方針を掲げ、現状と課題、それらを踏まえた施策の方向（行政が取り組むこと）を示すとともに、市民実感度、代表となる指標を設定し、基本施策の達成目標を明らかにしています。また、市民協働によるまちづくりを一層推進するため、市民、事業者がまちづくりを「自分ごと」として捉えることができるよう、それぞれが基本施策の推進において自発的に取り組むことができる内容を、「みんなができること」として記載しています。

地区別プランでは、15 地区において、各地区の個性や特性をいかしたまちづくりを進めるため、地区が目指すまちの姿を掲げ、地区の特徴、地区の現状、地区の皆さんが感じている課題を記載し、それらを踏まえた主な施策の方向を示しています。

（1）計画期間

第 1 期基本計画の期間は、令和 3（2021）年度から令和 8（2026）年度までの 6 年間とします。

（2）進行管理

効果的かつ効率的な進行管理を行うため、基本施策に対する市民実感度と代表となる指標などで施策の評価を行います。

2 重点項目（P. 17）

（1）位置付け

重点項目は、社会経済情勢や市民ニーズ等を踏まえ、関連する取組を分野横断的に推進し、将来都市像の実現を確実なものとするために設定するものです。

(2) 設定の背景

①安心・安全に対する意識の高まり

- 地震や台風等の自然災害が激甚化する中、市民の安心・安全に対する意識の高まりから、防災・減災への取組が求められています。

②都市基盤整備及びコンパクトで持続可能なまちづくりの必要性

- まちの活力向上を図るため、中心市街地の魅力向上、都市機能の充実とともに、産業拠点の創出等の都市基盤整備が求められています。
- 少子高齢化の更なる進展が見込まれる中、将来にわたって日常生活に必要な生活サービス水準を確保し、都市と地域の活力を維持していくためには、コンパクトで持続可能なまちづくりに取り組む必要があります。

③デジタル化の推進及び自然環境と共生するまちづくりの必要性

- 新型コロナウイルス感染症を契機とした「新たな日常」への対応が求められており、時間や場所にとらわれない行政サービスの提供や、窓口における書面による手続から ICT（情報通信技術）を活用したサービスへの移行など、デジタル化の推進が求められています。
- 新たな技術は、経済成長を促すだけでなく、環境問題の解決にも寄与するとの認識から、あらゆる分野において活用を進めながら、脱炭素・循環型社会の実現に向けて取り組むなど、自然環境と共生するまちづくりを推進する必要があります。

(3) 三つの重点項目

第1期基本計画では、次の三つを重点項目として位置付け、分野横断的に取り組みます。

① 安心・安全に暮らせるまち

ハード、ソフト両面から防災・減災のまちづくりを推進し、安心・安全に暮らせるまちを目指します。

② 誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができるまち

中心市街地の都市機能や産業拠点などの都市基盤を整えとともに、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりを推進し、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができるまちを目指します。

③ デジタル化の推進及び自然環境と共生した持続可能なまち

経済成長と環境対応の好循環に向けて、「新たな日常」を踏まえた社会のデジタル化への対応、脱炭素・循環型社会の実現への取組等を推進し、一層便利で豊かに生活できるまちを目指すとともに、自然環境と共生した持続可能なまちを目指します。

3 施策体系 (P. 18～19)

施策の体系を示すものです。

4 まちづくりのビジョン別プラン (P. 20～105)

六つのまちづくりのビジョンに基づいて、27の基本施策を展開します。
各基本施策においては、次の項目を記載しています。

項目	記載内容
①SDGs の 17 の目標	施策を推進することにより達成に貢献できる SDGs の 17 の目標について、主に関連する目標を記載
②目指す姿	第 10 次総合計画において目指すまちの姿を記載
③第 1 期基本計画での取組方針	目指す姿を実現するための取組方針を記載
④現状と課題	施策における社会的状況、本市における現状及び取り組むべき課題を記載
⑤施策の方向（行政が取り組むこと）	具体的な施策の方向、主な取組を記載
⑥みんなができること	市民、事業者がまちづくりを「自分ごと」として捉えることができるよう、それぞれが施策の推進において自発的に取り組むことができる項目を記載
⑦成果指標 1 市民実感度 2 代表となる指標	施策の成果を測る指標として、施策に対する市民の実感度及び施策における取組の成果を代表する指標を記載

まちづくりのビジョン1 「命、財産を守り抜くまち」

1-1 災害に強いまちの実現

目指す姿	・災害に備えたハード整備など、防災・減災対策が進んでいます。 ・防災・減災への意識が高まり、一人一人が日頃から災害への備えを行っています。 ・災害発生時には、市民・事業者・行政が一体となって、自助・共助・公助の連携が更に進んでいます。
第1期基本計画での取組方針	・地震や風水害に備えた防災インフラの整備及び耐震化の普及啓発を進めます。 ・市民が「自分の命は自分で守る」という防災意識を持ち、必要な準備を行うことができるよう、情報の周知や啓発を行うとともに、災害時においても必要な医療が受けられるよう、体制の整備を進めます。 ・自主防災組織への支援や避難所機能強化等を通じて、地域防災力の強化を図ります。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 災害に強い社会基盤の整備 2 災害対応力の強化 3 地域防災組織の強化

1-2 消防力の充実・強化

目指す姿	・複雑多様化、大規模化する災害に、迅速かつ的確に対応した消防体制が充実しています。 ・市民の応急処置への対応力向上と医療機関との連携の強化により、救急体制が充実し、救命率の向上が図られています。 ・防火意識が高まり、防火対策が推進されています。
第1期基本計画での取組方針	・複雑多様化、大規模化する災害に、迅速かつ的確に対応するため、消防庁舎の整備、消防組織体制の見直し及び地域防災の要である消防団との連携強化を図ります。 ・応急手当の普及啓発、救急高度化の推進及び医療機関との連携による救急体制の充実を図ります。 ・火災のないまちを目指し、地域や事業者と連携した地域ぐるみの火災予防対策に取り組めます。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 消防体制の充実 2 救急体制の充実 3 火災予防対策の推進

1-3 セーフコミュニティの推進

目指す姿	「事故やけがは、偶然の結果ではなく、予防できる」というセーフコミュニティの理念の下、地域住民などとの協働により、誰もがいつまでも安心・安全で健康に暮らせるまちが実現されています。
第1期基本計画での取組方針	・市民、関係団体、行政などが連携・協働し、セーフコミュニティの認証指標やセーフコミュニティ推進条例に基づき、誰もが健康で安心して安全に暮らすことができるまちづくりを進めます。 ・交通安全の啓発活動や、放置自転車の対策に取り組めます。 ・街頭犯罪の未然防止及び犯罪の抑制を図るため、市民協働による防犯パトロールなどの防犯活動を行うとともに、消費者トラブルの早期解決・防止に向け、消費生活相談や啓発活動を実施します。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 セーフコミュニティの取組の推進 2 交通安全対策の強化 3 防犯に対する取組の推進

まちづくりのビジョン2 「支え合い、生き生きと暮らせるまち」

2-1 住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちの実現

目指す姿	誰もが、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会が実現されています。
第1期基本計画での取組方針	・「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を進め、助け合える関係づくりを構築します。 ・高齢者の生きがいや就労機会の創出の取組を進め、社会参加の機会を提供します。 ・介護老人保健施設などの整備や人材確保など、ニーズに対応した高齢者福祉サービス提供体制を整備します。 ・高齢者が可能な限り自立した生活を送ることができるよう、生活支援の取組を進めます。 ・障がい者が自立して生活できるよう、また、サービスを必要とする人に質の高いサービスを提供できるよう、サービス内容の充実や人材の確保に取り組みます。 ・医療、介護、福祉等の連携による包括的な支援体制の構築を図ります。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 地域福祉活動の推進 2 就労・生きがいづくりの推進 3 福祉サービス提供体制の充実 4 高齢者福祉サービスの充実 5 障がい者福祉サービスの充実 6 包括的な支援体制の充実

2-2 子育て環境の充実

目指す姿	・子どもたちが健やかで心豊かに成長できる環境が整っています。 ・地域全体で子どもと子育て家庭を支える体制が整い、保護者が子育てに伴う誇りと喜びを実感できる社会が実現されています。 ・子どもたちの育つ力を応援するため、保育・幼児教育ニーズに対応したサービスが提供されています。 ・保健・医療支援が充実し、安心して子どもを産み育てることができる環境が整っています。
第1期基本計画での取組方針	・子育て家庭に対する経済的な負担軽減などの子育てサービスを充実させるとともに、地域全体での子育てを推進するため、地域、関係機関などとの連携を深め、子育て支援体制の充実を図ります。 ・保育所などの機能充実や保育・幼児教育内容の充実を図るとともに、人材確保に努め、保育・幼児教育の提供体制の充実を図ります。 ・保健、福祉などの分野が連携した総合的な健康づくりや育児に関する不安・悩みの軽減を図り、親と子の健康づくりを推進します。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 子育てサービスの充実 2 保育・幼児教育等の提供体制の充実 3 親と子の健康づくりの推進

2-3 健康寿命延伸の推進

目指す姿	・地域医療の提供体制が整い、安心して医療機関を受診できる体制づくりが進んでいます。 ・予防的観点から、ライフステージに応じた健康づくりの取組が進み、健康寿命が延伸されています。 ・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸されるとともに、認知症に対する理解が広まり、高齢者やその家族を支える体制が整っています。
第1期基本計画での取組方針	・市立病院と地域の医療機関等との連携により、医療体制の更なる充実を図ります。 ・健康診査受診率の向上を図るとともに、保健、栄養指導、健康講座等による健康管理意識の高揚により、健康づくりを進めます。 ・要介護状態になることを予防するため、介護ケアマネジメントを実施するとともに、医療や福祉サービスと連携した認知症対策を進めます。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 地域医療体制の充実 2 心と体の健康づくりの推進 3 介護予防と認知症に対する取組の推進

2-4 多様性の尊重と平和都市の推進

目指す姿	・年齢、性別、国籍、心身の特性、考え方などにかかわらず、一人一人が互いの存在を尊重できるまちが実現されています。 ・虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）などについての相談・支援体制が充実しています。 ・戦争の悲惨さと平和の尊さについて理解が深まっています。
第1期基本計画での取組方針	・互いを尊重し合えるよう、多様性、多文化共生についての啓発を推進します。 ・被害者、相談者の立場に立ったきめ細かな支援を行うため、関係機関相互の連携強化を図り、情報共有や支援体制を充実させます。 ・平和について理解を深めるための取組を推進します。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 多様性に対する理解の促進 2 多文化共生の推進 3 相談・支援体制の充実 4 平和都市の推進

まちづくりのビジョン3 「夢や希望を持ち、自己実現ができるまち」

3-1 学校教育の充実

目指す姿	子ども一人一人が伸び伸びと学び、自分の進みたい道を選択するために必要な学力及び心身を育むことができる教育環境が整備されています。
第1期基本計画での取組方針	・これからの社会の変化に対応できるよう、生きる力を育みます。 ・教職員の資質、能力、指導力を一層向上させるため、研究・研修等により教育環境の充実を図ります。 ・安心・安全で快適な教育環境の確保を図ります。 ・様々な課題や困難を抱える子どもと保護者に対し、状況に応じた相談・支援体制を充実させます。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 自立につながる生きる力の育成 2 子どもたちを育てる支援体制の充実 3 安全な教育環境の整備 4 安心して共に学べる教育の推進

3-2 地域での学びを支える社会教育と生涯学習の推進

目指す姿	・地域の実情に応じた学習機会の創出や地域の人材を活用した学習支援づくりが進んでいます。 ・家庭、地域、学校が連携し、家庭教育の充実が図られています。 ・生涯にわたって多様な学習機会が提供され、学びや交流、つながりの拠点が整備されています。 ・地域における子どもたちの健全育成に対する取組が進んでいます。
第1期基本計画での取組方針	・多様な学習機会の提供、地域住民の出会いや交流、つながりの拠点である公民館活動を推進します。 ・教育の出発点である家庭の教育力を高めるため、家庭教育を推進します。 ・生涯にわたって自ら学び続けられる学習環境を提供します。 ・地域全体で青少年の健全な育成を図るため、関係団体の活動の支援や子どもの居場所づくりを進めます。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 地域主体で取り組む社会教育の振興 2 家庭・地域・学校の協働の推進 3 生涯学習活動の推進 4 青少年の健全育成に向けた取組の推進

3-3 文化芸術の振興

目指す姿	・身近に本市の歴史や文化芸術に触れる機会が提供されています。 ・本市の伝統文化・芸能や文化財が、次の世代へ保存・継承されています。
第1期基本計画での取組方針	・文化、芸術に触れる機会を提供するとともに、文化芸術活動に取り組みやすい環境の整備に努めます。 ・郷土の文化や自然、文化財、伝承してきた伝統芸能を受け継ぎ、後世に伝えるため、活動の場の充実や後継者の育成を支援します。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 文化芸術活動の推進 2 郷土文化の継承と発展

3-4 生涯スポーツの振興

目指す姿	いつでも、どこでも、誰でも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツを通じて相互理解を深めることができる環境が整備されています。
第1期基本計画での取組方針	・誰もが、自発的に様々な形でスポーツ活動に取り組めるよう、スポーツイベントの拡充や施設の整備及び充実に取り組みます。 ・トップアスリートの育成及び指導者の育成を支援し、競技スポーツ活動を推進します。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 生涯スポーツ活動の推進 2 競技スポーツ活動の推進 3 スポーツ施設の整備・充実

まちづくりのビジョン4 「人が集い、交流し、新たな価値を生むまち」

4-1 誰もが生活しやすいコンパクト・プラス・ネットワークの推進

目指す姿	・誰もが公共交通等を利用して快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができるまちが実現されています。 ・空き家の発生が抑制されるとともに、市営住宅については、安全で快適な状態が保たれ、暮らしやすい住環境が形成されています。
第1期基本計画での取組方針	・都市機能の維持・誘導や、バス路線沿線への居住及び生活利便施設の緩やかな誘導を図り、住み慣れた地域での生活利便性を高めます。 ・幹線道路の計画的な整備や、生活道路の効果的な整備を推進します。 ・コミュニティ交通導入の検討や、環境に優しい移動手段への転換を推進します。 ・新たな空き家等の状況把握に努め、管理不全な状況の改善・解消を図るとともに、空き家の有効活用を促進し、空き家に起因する様々な不安の解消に努めます。 ・市営住宅の長寿命化を計画的に実施し、安全で快適な生活環境を安定的に提供します。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 コンパクトなまちづくりの推進 2 市民生活や産業活動を支える道路ネットワークづくりの推進 3 移動しやすい公共交通環境の整備 4 安全で快適な住環境の整備

4-2 魅力ある中心市街地等の形成

目指す姿	中心市街地等の再整備により、都市機能や交通利便性が向上し、魅力にあふれた街並みが形成され、誰もが訪れてみたい、歩いて楽しいまちが実現されています。
第1期基本計画での取組方針	・官民が連携して本厚木駅周辺及び愛甲石田駅周辺の再整備を進めることにより、中心市街地等の魅力向上とともに、都市機能の充実に取り組みます。 ・空き店舗の活用やイベントの開催により、市街地のにぎわいを創出します。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 中心市街地等の都市機能の向上 2 にぎわい創出に向けた取組の推進

4-3 地域の個性をいかした魅力あるまちの実現

目指す姿	・交通利便性の高い新たな産業拠点が整備されることにより、雇用が拡大し、経済・産業が活性化したまちが実現されています。 ・自然景観が保全、継承されるとともに、都市機能と生活機能の両立が図られた地域特性をいかした魅力あるまちが実現されています。
第1期基本計画での取組方針	・森の里東地区、酒井地区などの新たな産業拠点の整備を進めます。 ・景観に配慮したまちづくりを進めます。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 地域に合った計画的な土地利用の推進 2 景観形成の推進 3 新たな産業拠点の整備

4-4 産業・商業の振興

目指す姿	・市内外からの買物客に親しまれ、活気ある商店街が広がっています。 ・創業支援と中小企業支援が充実し、多様な人材が活躍できるまちが実現されています。 ・産業が集積し、雇用が創出されています。 ・市内企業等において、先端技術が導入され、事業の継続が図られることにより、効率的で利便性の高い、活力あるまちが実現されています。
第1期基本計画での取組方針	・市民や来訪者が立ち寄りたくなる、利便性が高く魅力ある商店街づくりを推進します。 ・創業希望者に対する支援を行い、地域経済の安定的な発展及び新たな雇用機会の創出を図ります。 ・中小企業に対し、企業の課題解決に向けた相談支援等を行い、経営の安定化を促進します。 ・企業立地支援策の充実を図り、誘致を促進します。 ・先端技術導入の促進を図るため、企業等の取組を支援します。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 商業の活性化に向けた取組の推進 2 創業支援と中小企業支援の充実 3 企業誘致の促進 4 先端技術産業の推進

4-5 安心して働くことができるまちの実現

目指す姿	多様な人材が、その経験や能力を十分に発揮し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図りながら、安心して働くことのできる環境が整備されています。
第1期基本計画での取組方針	・関係機関と連携しながら、求職者に対する就業相談、スキルアップの機会を提供します。 ・中小企業等で働く勤労者やその家族に対して福利厚生制度の充実など必要な支援を行います。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 勤労者支援の充実 2 勤労者の福利厚生支援

4-6 観光の振興

目指す姿	・周辺自治体との連携により、広域観光の推進が図られ、多くの周遊客が訪れています。 ・観光資源の効果的な発信により、国内外から多くの観光客が訪れています。
第1期基本計画での取組方針	・近隣市町村や交通機関との連携を通じて広域観光を推進します。 ・観光資源の発掘、磨き上げ、活用とともに、豊かな自然や交通利便性の高さをいかした魅力ある観光地づくりを推進します。 ・対象に応じて適切な媒体を通じた情報発信を行います。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 広域観光の推進 2 観光資源の磨き上げの推進 3 情報発信の充実

4-7 シティプロモーションと定住促進

目指す姿	・住みたい、働きたい、訪れたいと思える魅力あるまちが実現されています。 ・市民が誇りや愛着を持てるまちが実現されています。 ・バランスの取れた人口構成を確保しています。
第1期基本計画での取組方針	・市外や海外に本市の魅力を発信するとともに、市民がまちの魅力を実感できるよう、効果的な情報発信を行います。 ・バランスの取れた人口構成を確保するため、定住促進策を推進します。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 シティプロモーションの推進 2 定住促進に向けた取組の推進

4-8 農業・林業・水産業の振興

目指す姿	・農業の担い手の育成や農地の有効活用が図られています。 ・市内で生産された新鮮で安心・安全な農畜水産物が提供され、地産地消が進んでいます。 ・農業者が生産から加工、販売までを手掛ける付加価値の高い農業経営が進んでいます。 ・鳥獣被害から農作物が守られています。 ・持続的な森林資源の循環が図られています。 ・アユ資源の安定確保が図られています。
第1期基本計画での取組方針	・農業後継者の育成支援等を通じた農業経営の安定化を図ります。 ・地産地消や6次産業化を推進します。 ・地域や関係団体と連携しながら、有害鳥獣による農作物被害を抑えます。 ・間伐材の有効活用等を促進し、林業支援を行います。 ・アユを活用した地域活性化を図ります。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 農地有効利用の推進 2 地産地消の推進・6次産業化の推進 3 鳥獣被害対策の強化 4 林業への支援 5 水産業の活性化

まちづくりのビジョン5 「環境に優しく、自然と共生するまち」

5-1 地球温暖化対策の推進

目指す姿	地球温暖化防止に対する意識が高まり、家庭や学校、事業所等における省エネルギー化が図られ、地球環境への負荷が低減しています。
第1期基本計画での取組方針	・地球環境への負荷が少ない脱炭素社会の実現に向けて、家庭や学校、事業所などにおける省エネルギーの普及啓発を進めます。 ・地球温暖化対策の必要性への理解向上を促し、再生可能エネルギーの普及に向けた取組等を推進します。 ・温室効果ガスの排出抑制を進めます。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 環境教育の推進と環境問題に対する意識啓発 2 再生可能エネルギーの導入推進 3 温室効果ガスの排出抑制

5-2 未来へつなげる循環型都市の実現

目指す姿	ごみの適正排出に対する市民や事業者の意識が高まり、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組が進むことにより、ごみの減量化・資源化が進み、循環型都市が実現されています。
第1期基本計画での取組方針	・家庭系ごみ及び事業系ごみの減量化・資源化を推進します。 ・将来へ向けた安定的なごみ処理体制の確立に取り組みます。
施策の方向 （行政が取り組むこと）	1 3 Rの推進による家庭系ごみの減量化・資源化 2 事業系ごみの更なる減量化・資源化 3 安定的なごみ処理体制の確立

5-3 自然との共生の推進

目指す姿	・人と自然の共生に向け、生物多様性への配慮が進められています。 ・市民、事業者等との連携・協働により、生物の良好な生息環境の整備、森林や里地里山の保全・活用が行われています。
第1期基本計画での取組方針	・生物多様性の保全と持続可能なまちづくりを推進するため、市民、事業者、民間団体等と連携・協働し、豊かな自然の保全・活用を図ります。 ・森林の持つ多面的、公益的機能を維持するため、森林整備活動を行うとともに、里地里山の保全・活用を行います。
施策の方向 （行政が取り組むこと）	1 多様な自然環境・生物多様性の保全と活用 2 森林再生の推進

5-4 緑豊かで美しいまちの実現

目指す姿	・憩いの場としての公園や緑地が整備され、良好な緑地空間の保全が図られています。 ・歩行喫煙や落書き、ごみのポイ捨てなどのない、緑豊かで美しい生活環境が整備されています。
第1期基本計画での取組方針	・市民の憩いや安らぎの場となる公園及び緑地の整備、改修を行うとともに、緑地の確保を進め、緑豊かな生活環境づくりを推進します。 ・市民や事業者との協働により、環境の美化を進め、快適で美しい生活環境づくりを推進します。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 緑豊かな公園緑地の整備 2 環境美化の推進

5-5 河川と共生するまちの実現

目指す姿	・河川の水質保全が図られ、良好な河川環境が保たれています。 ・安心して水と親しめる水辺空間が確保され、水辺と人との触れ合いが、より身近に感じられるようになっています。
第1期基本計画での取組方針	・生活環境や河川環境を保全するため、引き続き、河川等の水質の保全に努めます。 ・貴重な自然資源である谷戸の水辺環境の保全や、市民に親しみやすい自然をいかした河川環境づくりを進めます。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 良好な河川環境の保全 2 親しみやすい河川環境の整備

まちづくりのビジョン6 「市民と共に確かな成長を創り出すまち」

6-1 市民参加・市民協働の推進

目指す姿	・市民協働が一層進み、地域課題の解決に向けた取組が進んでいます。 ・必要な情報を必要なときに入手できるとともに、日常的にまちづくりへの市民参加の機会が得られることにより、市民同士での議論が活発化し、市民の意見が市政に反映されています。
第1期基本計画での取組方針	・地域コミュニティ団体やボランティア団体等の活動を支援するとともに、多様な主体がまちづくりに関わる市民協働によるまちづくりを進めます。 ・市民公募によるワークショップやパブリックコメント等、市民参加の機会を増やすとともに、情報発信手段の多様化や情報のアクセシビリティ※を強化し、市政がより身近なものとなるよう取組を進めます。 ※アクセシビリティ：高齢者、ホームページ等の利用に何らかの制約がある障がいのある方、利用に不慣れな方などを含めた全ての利用者が、ホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 市民協働の推進 2 地域コミュニティ活動の充実 3 情報発信力の強化

6-2 行財政改革の推進

目指す姿	・市民ニーズの多様化や社会環境の変化に柔軟に対応した質の高い行政サービスの提供ができています。 ・安定的な財政基盤に基づく持続可能な財政運営が図られています。 ・市民共有の財産である公共施設が計画的に更新され、次世代へと引き継がれています。
第1期基本計画での取組方針	・市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供するため、デジタル技術の活用による業務効率化などの行政改革に取り組みます。 ・安定した財政基盤を確立するため、更なる自主財源の確保を図ります。 ・公共施設の最適化を計画的に推進し、将来負担の軽減を図ります。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 行政改革の推進 2 健全な財政運営 3 公共施設最適化の推進

6-3 都市間連携の推進

目指す姿	・近隣市町村と共通する行政課題の解決に向け、適切に対応することができる都市間連携の体制を確立しています。 ・国内友好都市との都市間の交流が進み、友好親善が深まっています。
第1期基本計画での取組方針	・近隣市町村と共通する行政課題の解決に向け、都市間連携を推進し、市民サービスの向上を図ります。 ・国内友好都市との交流を促進させるため、本市が主催する交流事業のほか、民間団体による交流活動を支援します。
施策の方向 (行政が取り組むこと)	1 広域連携の推進 2 他都市との交流促進

5 地区別プラン (P. 107~137)

地区別プランは、各地区で行った意見交換会などでいただいた地区の現状や課題を踏まえ、基本計画で取り組むべき主な施策の方向性を示すものです。

住民の皆様の生活圏をまとめている自治会区域を基本とした 15 の地区に分類し、各地区別にプランを策定します。

厚木北地区

●私たちの目指すまちの姿

「文化や歴史を継承し、中心市街地としての
活気に満ちた、安心して安全に暮らせるまち 厚木北」

●主な施策の方向（抜粋）

- ・中町第2－2地区に、市庁舎等の行政機能や図書館等の文化機能などが集積した複合施設を整備するとともに、本厚木駅周辺の歩いて楽しい回遊性の高いまちづくりに取り組み、更なる交流とにぎわいの創出や、地域経済の活性化を図ります。
- ・相模川や小鮎川、三川合流点などの自然環境の保全を促進するとともに、水辺に近接する市街地環境をいかしたふれあいの場の創出を推進します。
- ・都市計画道路の整備や交差点の改良等を促進し、歩行者の安全に配慮した道路環境の向上を図ります。

厚木南地区

●私たちの目指すまちの姿

「深い絆と助け合いの精神でつながりあう
美しい自然と豊かな文化のまち 厚木南」

●主な施策の方向（抜粋）

- ・本厚木駅周辺の歩いて楽しい回遊性の高いまちづくりに取り組み、更なる交流とにぎわいの創出や、地域経済の活性化を図ります。
- ・地区内の都市計画道路の整備を推進するとともに、交通混雑の解消に向けた交差点の改良など、交通環境の向上に取り組みます。
- ・相模川の豊かな自然環境の保全と利活用を図り、自然と調和の取れたまちづくりに取り組みます。

依知北地区

●私たちの目指すまちの姿

「自然と歴史をいかし、新たな価値を生み出す
人々がふれあう、心豊かな安心・安全のまち 依知北」

●主な施策の方向（抜粋）

- ・広域的な道路ネットワークをいかした土地利用を図り、既存産業の活性化と新たな企業の立地を促進します。
- ・道路などの基盤整備や都市計画道路沿道への生活利便施設の立地促進など、交通環境の向上と生活利便性を確保する取組を推進します。
- ・公共交通の利便性の低い地域や日常生活の移動に不便を感じている住民の移動の円滑化を図る取組の検討を進めます。

依知南地区

●私たちの目指すまちの姿

「地域の絆・心の輪がつながり、笑顔で安心して暮らせる、
水と緑に囲まれた自然豊かなまち 依知南」

●主な施策の方向（抜粋）

- ・公共交通の利便性の低い地域や日常生活の移動に不便を感じている住民の移動の円滑化を図る取組の検討を進めます。
- ・道路などの基盤整備や都市計画道路沿道への生活利便施設の立地促進など、交通環境の向上と生活利便性を確保する取組を推進します。
- ・社寺や史跡などの古くから地域に残る文化財を保存・継承するための取組を推進します。

睦合北地区

●私たちの目指すまちの姿

「清流と緑を愛しみ、伝統を未来へつなぐ
人々が協働し、思いやりにあふれるまち 睦合北」

●主な施策の方向（抜粋）

- ・交通環境の向上を図るため、道路などの基盤整備に取り組むほか、公共交通の利便性の低い地域や、日常生活の移動に不便を感じている市民の移動の円滑化を図る取組の検討を進めます。
- ・農業の担い手の確保や営農環境の維持・向上等に向け、関係団体等と協働して取り組みます。
- ・中津川の治水事業を促進するとともに、土砂災害の発生が想定される区域における防災・減災対策を進めます。

睦合南地区

●私たちの目指すまちの姿

「豊かな河川環境の中、人と人との絆を大切にし、
みんなが生きがいを持って暮らせるまち 睦合南」

●主な施策の方向（抜粋）

- ・高規格幹線道路等へのアクセス性を高める道路整備を推進し、交通混雑の緩和や他地域への移動の円滑化に取り組むほか、歩行者の安全に配慮した道路整備を推進します。
- ・地域コミュニティづくりの核となる睦合南公民館について、再整備の方向性を検討します。
- ・中津川、小鮎川及び荻野川の河川環境の保全と利活用を図り、生物多様性が保全され、自然と調和の取れたまちづくりに取り組みます。

睦合西地区

●私たちの目指すまちの姿

「豊かな自然環境と快適な住環境が調和する
夢のある明るく住みよいまち 睦合西」

●主な施策の方向（抜粋）

- ・高規格幹線道路等へのアクセス性を高める道路整備を推進し、交通混雑の緩和や他地域への移動の円滑化に取り組みます。
- ・農業の担い手の確保や営農環境の維持・向上等に向け、関係団体等と協働して取り組みます。
- ・小鮎川、荻野川の治水事業を促進するとともに、土砂災害の発生が想定される区域における防災・減災対策を進めます。

荻野地区

●私たちの目指すまちの姿

「人と人とのふれあいを大切にし、豊かな自然と共生する
健康で活気あふれるまち 荻野」

●主な施策の方向（抜粋）

- ・交通環境の向上を図るため、道路などの基盤整備に取り組むほか、公共交通の利便性の低い地域や日常生活の移動に不便を感じている市民の移動の円滑化を図ります。
- ・農業の担い手の確保や営農環境の維持・向上等に向け、関係団体等と協働して取り組みます。
- ・豊かな自然環境に恵まれた穏やかな住環境など、地区が持つ魅力の情報発信等に取り組み、定住促進を図ります。

小鮎地区

●私たちの目指すまちの姿

「丹沢の豊かな恵みにあふれ、先人の教えを引き継ぎ、
人々が助け合う心豊かなまち 小鮎」

●主な施策の方向（抜粋）

- ・公共交通の利便性の低い地域や日常生活の移動に不便を感じている市民の移動の円滑化を図る取組の検討を進めます。
- ・豊かな自然をいかした森林散策などの取組や、地域の魅力である温泉資源を活用し、観光振興を図ります。
- ・地域で育んできた飯山白龍太鼓や白龍の舞など、地域に根付いた芸能や郷土文化、歴史を保存・継承するための取組を推進します。

南毛利地区

●私たちの目指すまちの姿

「豊かな自然の中で、世代を超えて共に支え合う、
地域の温かさを感じる安心で安全なまち 南毛利」

●主な施策の方向（抜粋）

- ・交通環境の向上を図るため、道路などの基盤整備に取り組むほか、公共交通の利便性の低い地域や日常生活の移動に不便を感じている市民の移動の円滑化を図る取組の検討を進めます。
- ・高齢者が地域で生きがいを持って安心して生活できるよう、地域包括支援センターを中心に地域全体で支える体制の充実を図ります。
- ・相模人形芝居長谷座やささら踊り盆唄など、古くから地域に残る伝統芸能や歴史を保存・継承するための取組を推進します。

南毛利南地区

●私たちの目指すまちの姿

「脈々と受け継がれた歴史と文化の中、
世代を超えたふれあいと絆のあるまち 南毛利南」

●主な施策の方向（抜粋）

- ・魅力ある都市空間の形成のため、愛甲石田駅周辺の整備に向けた取組を推進するとともに、駅周辺の交通環境の改善を図ります。
- ・交通環境の向上を図るため、道路などの基盤整備に取り組むほか、路線バスの輸送力等を強化し、住民の快適な移動環境の向上に取り組みます。
- ・良好な住環境を保全するため、空き家の解消や活用に向けた取組を促進するとともに、新たな空き家化の予防を図ります。

玉川地区

●私たちの目指すまちの姿

「先人が育んだ伝統と絆を次代へ引き継ぐ
丹沢山麓の豊かな自然に恵まれたまち 玉川」

●主な施策の方向（抜粋）

- ・生活利便性の確保や空き家対策などに取り組み、地域の活力の維持・向上を図ります。
- ・豊かな自然環境や温泉のほか、森林散策の効果を活用する取組など、地域の観光資源を活用した観光振興を図るとともに、丹沢・大山地域の観光拠点として、広域観光圏の形成を推進します。
- ・交通環境の向上を図るため、道路などの基盤整備に取り組むほか、公共交通の利便性の低い地域や日常生活の移動に不便を感じている市民の移動の円滑化を図る取組の検討を進めます。

森の里地区

●私たちの目指すまちの姿

「丹沢山麓に抱かれた良好な住環境の中
地域の絆で支え合う安心・安全なまち 森の里」

●主な施策の方向（抜粋）

- ・産業地との近接性や、ゆとりある良好な住環境など、地区が持つ魅力の情報発信等に取り組み、定住促進を図ります。
- ・良好な住環境を保全するため、空き家の解消や活用に向けた取組を促進するとともに、新たな空き家化の予防を図ります。
- ・路線バスの輸送力等を強化し、住民の快適な移動環境の向上に取り組めます。

相川地区

●私たちの目指すまちの姿

「伝統を受け継ぎ、明るい地域で人々が支え合う、
豊かな自然に恵まれた南の玄関口のまち 相川」

●主な施策の方向（抜粋）

- ・広域的な道路ネットワークをいかした土地利用を図り、南部産業拠点の形成に向けた取組を推進します。
- ・交通環境の向上を図るため、道路などの基盤整備に取り組むほか、公共交通の利便性の低い地域や日常生活の移動に不便を感じている市民の移動の円滑化を図る取組の検討を進めます。
- ・農業の担い手の確保や営農環境の維持・向上等に向け、関係団体等と協働して取り組みます。

緑ヶ丘地区

●私たちの目指すまちの姿

「住民のふれあいや絆を深め、自然と調和する
笑顔とあいさつがあふれるまち 緑ヶ丘」

●主な施策の方向（抜粋）

- ・路線バスの輸送力等を強化し、住民の快適な移動環境の向上に取り組めます。
- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活を支援する体制の充実を図ります。
- ・外国籍市民が地域社会の一員として共に暮らすことができるよう、地域住民と交流できる場の創出や、快適な生活を送るために必要な活動へのサポートに取り組めます。